

放射線モニタリングの進め方について

平成 23 年 7 月 4 日  
モニタリング調整会議

放射線モニタリングの在り方

東京電力株式会社福島原子力発電所周辺地域の環境回復、子供の健康や国民の安全・安心に応える「きめ細かなモニタリング」の実施と、一体的で解りやすい情報提供のため、国が責任をもって自治体や原子力事業者等との調整を図り、「抜け落ち」がないように放射線モニタリングを実施する。

1. きめ細かなモニタリングを行うための役割分担

○役割分担の考え方

- ・国は、文部科学省のとりまとめのもと、責任を持って自治体や原子力事業者等との調整を図る。  
 文部科学省：総合調整・情報集約の司令塔、環境モニタリングの実施  
 原子力安全委員会：各省等への助言、各省が行うモニタリングの測定・測定結果の分析に対する総合的評価  
 各府省：行政目的に沿ったモニタリングに関する情報集約や支援、分析等の実施  
 自治体：国や原子力事業者等との連携のもと、地域に根ざしたモニタリングを実施し、国や原子力事業者と一体的に情報を発信  
 原子力事業者：国のとりまとめのもと、自治体とともにモニタリングを実施し、国と一体的に情報を発信
- ・各府省が行政目的により実施しているモニタリングの実施体制や内容を変更するものではなく、これまで行政目的に即して関係府省、自治体及び原子力事業者等と連携して進めているモニタリングについては、円滑かつ迅速な実施に十分配慮する。
- ・食品など法に基づく規制につながるモニタリングと環境モニタリングにおいて異なる考慮点が必要なことに留意する。

○具体的な放射線モニタリングの対応について

- ・文部科学省のとりまとめのもと、各省、自治体、原子力事業者等は以下のとおり、モニタリングに関する情報集約、現地対応支援、分析実施を行う。

モニタリングの対象等	情報集約 (モニタリング対象のモニタリング実施に関する企画立案)	測定等実施又は対応支援 (線量測定・試料採取・輸送・民間への測定等の委託など) ※○は実施主体	分析実施 (核種分析が可能な機関)
環境モニタリング一般(土壌、水、大気等)、航空、海域、学校、公共施設等	文部科学省	福島原子力発電所周辺地域対応 ○現地対策本部 (各省、自治体、原子力事業者が参加)	文部科学省所管独法 海上保安庁 気象庁気象研究所(注) 防衛省技術研究本部
		上記以外における対応 ○文部科学省 ○環境省 海上保安庁<海域> 防衛省<航空、海域> 自治体 原子力事業者	自治体 原子力事業者 公的検査機関 民間検査機関

港湾、空港、公園、下水道等	文部科学省 (国土交通省からの情報提供も得つつ集約)	福島原子力発電所周辺地域対応 ○現地対策本部 (各省、自治体、原子力事業者が参加) 上記以外における対応 ○自治体	文部科学省所管独法 自治体 原子力事業者 公的検査機関 民間検査機関
水環境(水源地、河川・湖沼、地下水、水浴場)、自然公園、廃棄物	環境省	福島原子力発電所周辺地域対応 ○現地対策本部 (各省、自治体、原子力事業者が参加) 上記以外における対応 ○環境省 ○自治体 原子力事業者 等	文部科学省所管独法 環境省所管独法 自治体 原子力事業者 公的検査機関 民間検査機関
農地土壌、林野、牧草	農林水産省	福島原子力発電所周辺地域対応 ○現地対策本部 (各省、自治体、原子力事業者が参加) 上記以外における対応 ○自治体	農林水産省所管独法 文部科学省所管独法 自治体 原子力事業者 公的検査機関 民間検査機関
食品(農・林・畜・水産物)	厚生労働省	福島原子力発電所周辺地域対応 ○現地対策本部 (各省、自治体、原子力事業者が参加) 上記以外における対応 ○農林水産省 ○自治体 等	厚生労働省施設等機関 農林水産省所管独法 自治体 公的検査機関 等
水道	厚生労働省	福島原子力発電所周辺地域対応 ○現地対策本部 (各省、自治体、原子力事業者が参加) 上記以外における対応 ○自治体 ○水道事業者 等	自治体 水道事業者 公的検査機関 等

(注) 平成23年度予算の移し替えが認められなかった場合は削除。

## 2. 早急に取り組むべき放射線モニタリング

### (1) 調査

#### ○比較的線量の高い地域の調査

- ・航空サーベイ、自動車走行サーベイ、個別サーベイ等の順に詳細化し、比較的線量の高い地域を探索・把握する。(福島県外の広域航空サーベイとしては、まず宮城県から実施し、順次、福島県の隣接県や近隣県へ拡大)
- ・比較的線量の高い地域及び周辺におけるモニタリング対象の「抜け落ち」防止。(林野、海岸など未着手の測定対象に対するモニタリングや都市部など各省等の所管が複雑な場合の扱いについて方針決定)
- ・このため、国として統一的な考え方や共通の指針を定め、自治体等に提示するとともに、必要な調査分析能力を充実させる。

### ○子供を守るための詳細モニタリング

- ・学校や公園等の子供が集まる場所において、リアルタイムでその場所の放射線情報を表示する装置を配置し、保護者や教員等がいつでも放射線量を確認できるシステムを整備する。
- ・可搬型モニタリングポストやサーベイメータ等を充実し、子供の立ち寄る場所等における放射線量のモニタリングを強化する。
- ・子供の目線から重点的にモニタリングすべき場所や対象を確認し、子供の安全の確保を前提に、地域の人々が安全かつ安心して生活できるよう、詳細なモニタリングを実施する。

### ○福島県における「ふるさとへの帰還」に向けた対応

- ・警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域等の見直しについて判断する基礎的情報を提供するため、子供を含む地域の人々が被ばくをより低減でき、安全かつ安心して生活できるよう、詳細なモニタリングを実施する。

#### 「被ばく低減のためのモデル放射線モニタリング事業」（案）

子供の目線から重点的にモニタリングすべき場所や対象を確認することで、子供を含む地域の人々が被ばくをより低減でき、安全かつ安心して生活できるよう、詳細モニタリングのモデル事業を実施する。特に、モデル事業の対象地域としては、福島県における「ふるさとへの帰還」も視野に、「基礎データ収集モニタリング」の結果を踏まえ、上記の具体的な放射線モニタリングの分担に応じたアクションプランを作成。その上で、各府省・自治体・原子力事業者等が一体となって放射線モニタリングのモデル事業を8月までに実施する。（アクションプランの作成及びモデル事業の実施地域については、各府省・県等と調整の上で提示）

#### （2）モニタリング体制の整備

### ○全国的にきめ細かなモニタリングを実施

- ・都道府県におけるモニタリングポストの増設と維持
- ・都道府県における環境試料分析装置（ゲルマニウム半導体検出器）等の整備 等

### ○国民の健康や安全確保に不可欠なモニタリングの強化

- ・土壌、水等の環境試料、農・林・畜・水産物等の食品試料など国民の健康や安全確保に不可欠なモニタリングを確実に実施するために必要な調査分析能力を充実

### 3. 一体的で解りやすく透明性の高い情報提供

○文部科学省のとりまとめにより、各省が行政目的で行っているモニタリングの情報提供を受け、国、自治体が連携して、国民や海外に解りやすく透明性の高い情報提供を行う

- ・解りやすい情報の示し方を開発しつつ、放射線モニタリングの“ポータルサイト”を整備し、国、自治体が連携して、一体的な情報提供に努める
- ・陸域のみならず海域も含めた放射線量等の分布に関する地図化と地図情報の高度化
- ・生活態様に応じた被ばくの程度や具体的な被ばく低減策などのリスクコミュニケーション

### 4. 必要な予算の確保と事務局体制の整備

- ・上記の具体的な分担については、「抜け落ち」なく確実かつ計画的に実施するため、文部科学省が平成23年度2次補正予算において必要経費を一括して計上するとともに、事務局体制を整備する
- ・上記枠組みのもとで各省が、各々の行政目的に沿うモニタリングやサーベイを実施するために要求した予算については当該省の裁量で執行する

以 上